

居住制限区域（飯舘村）において農業及びドッグブリーダー業を営んでいた申立人らについて、同区域所在の土地（登記上の地目は原野）の財物損害につきその一部を事業用地と認定して算定した損害額の賠償を認めるとともに、農機具等の事業用動産の財物損害、原発事故当時開業準備中であつた事業に係る受託業務に関する損害等の賠償を認めた事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1及びX 2（以下、申立人全員を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目（別紙1記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間についての和解金として、1280万4795円の支払い義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

（2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年10月5日

（別紙物件目録第3土地省略）

(仲介委員 鈴木 雅芳)

事件番号 RO-O

(別紙1)

X1、X2 対象期間 特記事項欄に記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
犬の預託費用		1,660,000	【対象期間】H23.3.14~H23.12.3
訓練施設等関連費用	犬小屋修理代、犬訓練施設借用お礼代、犬散歩用自転車修繕費用	9,733	【対象期間】H24.8.5~H25.4.20
財物損害(動産)	既存の苗木、プラスチック杭、イボ竹、ウッドチップ、バックシーラー機	430,000	
	(別紙2)物件目録第1記載の番号1~番号10の農機具	884,684	
	(別紙2)物件目録第2記載の番号1~番号7の設備等	1,496,015	
	ストッカー(4個)	5,820	
財物損害(犬)	犬6頭	1,200,000	
井戸ポンプ修理費用		52,500	【対象期間】H23.12.17
ガス湯沸かし器購入費		60,000	【対象期間】R2.9.14
電気柵の工事費用		719,400	【対象期間】R1.

合計 6,518,152

X1 対象期間 特記事項欄に記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
土地	(別紙2)物件目録第3記載の番号1~番号5の土地	3,551,906	

合計 3,551,906

X 2 対象期間 特記事項欄に記載のとおり

損害項目	内訳	金額	特記事項
受託業務に関する損害	A株式会社分、株式会社B分、C有限会社分及びD株式会社分	1,734,546	A株式会社分【対象期間】 H23.5.1～H24.4.30 株式会社B分【対象期間】 H23.5.1～H24.4.30 C有限会社分【対象期間】 H23.5.1～H24.4.30 D株式会社分【対象期間】 H24.4.1～H25.3.31
事業にかかる移動費用	移動交通費	627,235	【対象期間】H23.4.17～H27.5.27

合計 2,361,781

上記金額合計 12,431,839

弁護士費用 372,956

和解金合計 12,804,795

(別紙2)

物件目録 第1

農機具

番号	農機具名	メーカー名等
1	トラクター	略
2	耕運機	略
3	ブロワー	略
4	粉碎機	略
5	ポンプ	略
6	草刈り機	略
7	草刈り機	略
8	草刈り機	略
9	チェーンソー	略
10	フライングモア	略

物件目録 第2

設備等

番号	名称
1	スーパーハウス
2	移動式トイレ
3	ドッグラン柵
4	忍び返し(補強)
5	アルミ製柵
6	農作業用庇
7	物置